

第349回（平成30年12月）三田市議会定例会提出議案件名一覧表

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第82号	平成30年度三田市一般会計補正予算（第5号）
財 政 課	<p>【歳入歳出予算補正】 補正額 26,616千円 補正後の額 37,489,111千円 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災施設整備事業費 6,750千円 ・ 国民年金事務費 1,386千円 ・ 高齢者生活支援事業費 1,948千円 ・ 保育施設給付等事業費 7,932千円 ・ 農業振興事業費 8,600千円 <p>【債務負担行為補正】 〔追加〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市税基幹系システム等改修委託費 期間・・・平成30年度から平成31年度まで 限度額・・・5,000千円 ・ 空きびん収集運搬業務委託費 期間・・・平成30年度から平成33年度まで 限度額・・・40,007千円
議案第83号	三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総 務 課	公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担の対象に加えるほか、所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
議案第84号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
福 祉 総 務 課	複雑かつ多岐にわたる福祉施策に対応するため、附属機関である三田市健康福祉審議会の組織を改編し、新たに附属機関を設置等するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
議案第85号	三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国 保 医 療 課	福祉医療費等の助成に関する所得要件である市町村民税の非課税範囲及び所得割額の算定について、未婚のひとり親に対し、寡婦控除等のみなし適用をすることとするほか、所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 8 6 号	三田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
こども政策課	三田市放課後児童クラブの入所資格について、区域外就学を行う児童の入所希望等に対応するため、所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
議案第 8 7 号	三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	公営住宅法施行規則第 2 3 条の規定に基づく国土交通大臣が毎年定める次年度家賃算定のための推定再建築費率が告示されたことに伴い、近傍同種の住宅の家賃等を改めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
議案第 8 8 号	三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
農業創造課	農業保険法施行規則の一部改正に伴い、農業共済制度における園芸施設共済の全棟加入の対象の見直し等所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
議案第 8 9 号	三田市立図書館の管理に係る指定管理者の指定について
文化スポーツ課	三田市立図書館の管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議案第 9 0 号	三田市ガラス工芸館の管理に係る指定管理者の指定について
文化スポーツ課	三田市ガラス工芸館の管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議案第 9 1 号	三田市駐輪・駐車場施設の管理に係る指定管理者の指定について
道路河川課	三田市駐輪・駐車場施設の管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第92号	平成30年度農業共済事業事務費賦課単価について
農業創造課	農業保険法の一部改正に伴い、家畜共済において死亡廃用共済と疾病傷害共済がそれぞれ分離して加入できるようになったことから、それぞれに賦課単価を定める必要が生じたため、三田市農業共済条例第5条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。
議案第93号	三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
政策課	市制施行60周年を節目として成熟のまちづくりをより体系化・加速化させることを目的に、平成31年度の組織改正を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
議案第94号	三田市里山と共生するまちづくり条例の制定について
里山のまちづくり課	三田市の里山と共生するまちづくりについて、里山の保全と活用を推進し、里山の景観及び安全を確保し、並びに地域の生活環境と農業振興の調和を図るため、必要な事項を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。